

# ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)の実施状況

2021年9月1日

外務省領事局ハーグ条約室

## 1. ハーグ条約の概要

- 2014年4月1日、日本においてハーグ条約が発効。
- 基本的な考え方:「子の監護に関する事項において子の利益が最も重要」(条約前文)
- 条約の目的:
  - ①締約国間において一方の親に国境を越えて不法に連れ去られ、又は留置された子の迅速な返還を確保  
(子の監護に関する紛争は子の元の居住国(常居所地国)で解決されるのが望ましいとの考えに基づく)  
⇒ 原則:不法に連れ去り・留置された子は、元の居住国(常居所地国)へ返還  
例外:返還すれば子が心身に害悪を受けることとなる重大な危険があると認められた場合等
  - ② 締約国間において国境を越えた親子の面会交流を促進
- 各締約国で指定された中央当局は、条約の目的達成のため、相互に協力し、全ての適当な措置を取る  
(注)上記①、②いずれも両親の国籍は問わない。日本の中央当局は外務大臣。

## 2. 締約国(101か国)

赤字: 日本との間で事案がある又はあった国・地域(43か国・1地域)

黒字: 日本との間で事案がない国・地域(\*は日本との間で未発効)

### アジア

韓国  
シンガポール  
スリランカ  
タイ  
中国(香港、マカオのみ)  
日本  
フィリピン  
パキスタン\*

### 大洋州

オーストラリア  
ニュージーランド  
フィジー

### 北米

カナダ  
米国

### 中南米

アルゼンチン  
ウルグアイ  
エクアドル  
エルサルバドル  
ガイアナ\*  
キューバ\*  
グアテマラ  
コスタリカ  
コロンビア  
ジャマイカ

### セントクリストファー・ネイビス

トリ  
ドミニカ共和国  
トリニダード・トバゴ  
ニカラグア  
パナマ  
バハマ  
パラグアイ  
バルバドス\*  
ブラジル  
ベネズエラ  
ペルー  
ペルー  
ポリビア\*  
ホンジュラス  
メキシコ

### 欧州

アイスランド  
アイルランド  
アルバニア  
アルメニア  
アンドラ  
イタリア  
ウクライナ  
ウズベキスタン  
英国  
エストニア  
オーストリア  
オランダ  
カザフスタン

北マケドニア共和国  
キプロス  
ギリシャ  
クロアチア  
サンマリノ  
ジョージア  
スイス  
スウェーデン  
スペイン  
スロバキア  
スロベニア  
セルビア  
チェコ

### デンマーク

ドイツ  
トルクメニスタン  
ノルウェー  
ハンガリー  
フィンランド  
フランス  
ブルガリア  
ベラルーシ  
ベルギー  
ポーランド  
ルーマニア  
モルドバ  
モンテネグロ  
ラトビア  
リトアニア  
ルクセンブルグ  
ロシア  
マルタ  
モナコ

### マルタ

モナコ  
モンテネグロ  
ラトビア  
リトアニア  
ルーマニア  
ルクセンブルグ  
ロシア

### 中東

イスラエル  
イラク  
トルコ

### アフリカ

ガボン  
ギニア  
ザンビア共和国  
ジンバブエ  
セーシェル  
チュニジア\*  
ブルキナファソ  
南アフリカ  
モーリシャス  
モロッコ  
レソト

### 3. 申請の状況

	返還援助申請	面会交流援助申請
日本に所在する子に関する申請	<p>160(うち援助決定は141件)</p> <p>米43、豪15、仏8、英8、独7、加5、伯5、シンガポール5、伊4、露4、香港3、西3、スリランカ3、ニュージーランド3、スイス3、韓2、トルコ2、タイ2、アルゼンチン2、アイルランド2、ハンガリー2、メキシコ2、フィジー1、コロンビア1、スウェーデン1、ベルギー1、ウクライナ1、フィリピン1、パラグアイ1、エストニア1</p> <p>(却下等19)</p>	<p>126(うち援助決定は108件)</p> <p>米50、英10、豪9、加6、仏5、ニュージーランド5、シンガポール5、独4、メキシコ2、伊2、タイ1、コスタリカ1、スウェーデン1、フィンランド1、チェコ1、コロンビア1、伯1、スイス1、ベルギー1、アルゼンチン1</p> <p>(審査中1、却下等17)</p>
外国に所在する子に関する申請	<p>133(うち援助決定は118件)</p> <p>米24、フィリピン12、タイ11、伯8、韓7、露7、仏6、ペルー5、独4、豪4、スウェーデン4、ポーランド3、スリランカ3、英3、加2、香港2、伊2、西1、スイス1、南ア1、スロバキア1、ルーマニア1、ベラルーシ1、エクアドル1、チェコ1、グアテマラ1、デンマーク1、シンガポール1</p> <p>(審査中1、却下等14)</p>	<p>36(うち援助決定は35件)</p> <p>米8、露3、加3、独3、ウクライナ2、タイ2、韓2、英2、アイルランド2、オランダ2、豪1、ウルグアイ1、ポーランド1、香港1、フィジー1、シンガポール1</p> <p>(取下げ1)</p>
合計	293(うち援助決定は259件)	162(うち援助決定は143件)

## 4. 年度別申請件数

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	計
計	113	69	55	42	56	48	59	13	455
(a)	26	19	23	19	18	27	23	5	160
(b)	18	21	17	15	26	11	20	5	133
(c)	55	20	12	6	10	8	13	2	126
(d)	14	9	3	2	2	2	3	1	36

- (a) 日本にいる子の外国への返還援助申請件数(インカミング返還事案)  
 (b) 外国にいる子の日本への返還援助申請件数(アウトゴーイング返還事案)  
 (c) 日本にいる子との面会交流援助申請件数(インカミング面会交流事案)  
 (d) 外国にいる子との面会交流援助申請件数(アウトゴーイング面会交流事案)

(注1) 返還援助申請数は、ほぼ横ばいで推移。

44件(2014年度)、40件(2015年度)、40件(2016年度)、34件(2017年度)、44件(2018年度)、38件(2019年度)、43件(2020年度)

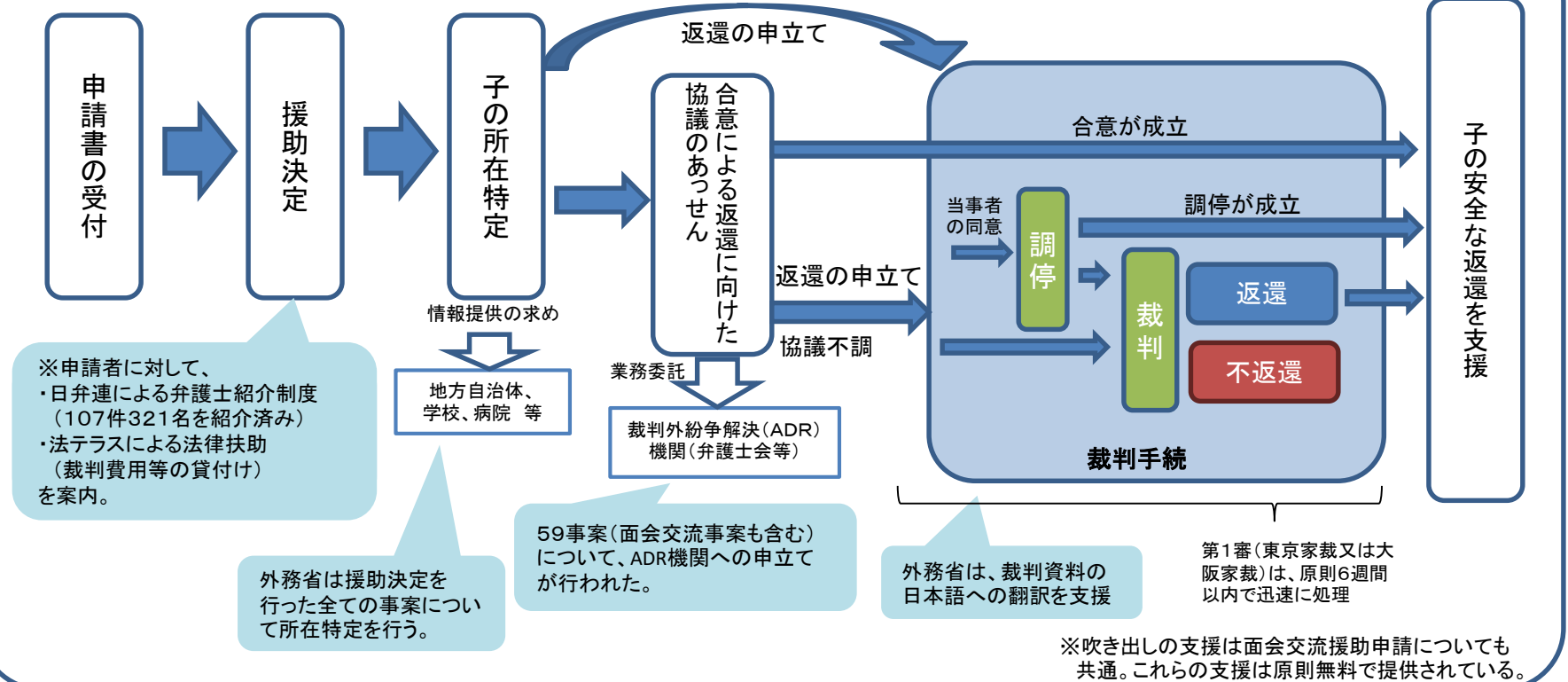
(注2) 面会交流援助申請は、初年度の申請数が多かった。その背景は、ハーグ条約発効以前に発生した連れ去り等については、面会交流援助のみ申請が可能のため。

69件(2014年度)、29件(2015年度)、15件(2016年度)、8件(2017年度)、12件(2018年度)、10件(2019年度)、16件(2020年度)

## 5. 外務省による支援

- 外務大臣は、条約の実施に中心的な役割を担う「中央当局」として指定されており、子の返還、子との面会交流の実現のための援助を実施。

<日本へ連れ去られた子の返還申請があった場合の手続の流れ(イメージ)>



- 数週間で友好的に解決する例もあれば、裁判に進み1年以上かかる例もある。
- 外務省では、弁護士その他の法曹関係者、児童心理専門家、DV専門家、入国審査官等の多様な経験を有する外部人材を受け入れて支援に当たっている。(当事者の一方が、DV又は児童虐待を主張している事案については、DV専門家、児童心理専門家等が相談に応じ、支援機関の紹介等をしている。)

## 6. これまでの実績：①返還援助決定事案

日本から外国への子の返還が求められた事案のうち102件について、子の返還が確定もしくは実現、または子の不返還が確定したとの結論に至っている。これらのうち約6割が友好的解決となっていることが、日本における解決の特徴として挙げられる。外国から日本への子の返還が求められた事案については、80件について結論に至っている。

外国返還援助決定事案		141件	
継続事案		20件	
子の返還が確定もしくは実現、 または子の不返還が確定した事案		102件	
(内訳)		返還 59件	不返還 43件
1 話し合い等による解決		16件	13件
2 裁判手続	1) 裁判内調停	17件	14件
	2) 和解	3件	2件
	3) 決定	23件 <small>注1)</small>	14件
その他 (援助決定後取下げ等)		19件	

日本国返還援助決定事案		118件	
継続事案		28件	
子の返還が確定もしくは実現、 または子の不返還が確定した事案		80件	
(内訳)		返還 51件	不返還 29件
1 話し合い等による解決		29件	7件
2 裁判手続		22件	22件
その他 (外国中央当局で却下された事案等)		10件	

注1) うち1件は調停に代わる審判。うち3件は返還に向け手続中。

## ②面会交流援助決定事案

面会交流援助決定を行った事案の多くについて、両当事者による話し合いや裁判手続が実現。これらの事案の中には、子や親が国境を越えての面会(面会交流支援機関が関与したものを含む)が実現した事案や、ビデオ通話による面会、ウェブ見まもり面会交流等が実現した事案などがある。

## 7. ハーグ条約の意義

### (1) 着実な実施

- 国境を越えた子の連れ去り等について、政治問題化させることなく、法の下で定められた手続に則った解決が可能となった。

### (2) 子の連れ去り等の予防と安定的な家族関係

- ハーグ条約についての周知・広報を通じて、安易な子の連れ去り等が一定程度予防されている。在外公館においても、弁護士、日本語対応可能なDV被害者支援団体等の紹介も含めた相談対応を実施。
- ハーグ条約という安定的なルールには、在留邦人である片親と子の日本への里帰りの制約や出国時のトラブルを減らす効果がある。

### (3) グローバル化に対応

- 日本人と外国人の間の国際結婚カップルだけではなく、日本人同士の間、外国人同士の間の事案も対象として条約が適用されている。日本国内国際化や法人の海外展開により生じるニーズにも対応。

### (4) 過去の事案への誠実な対応

- ハーグ条約発効前の連れ去り等は、条約が遡及適用されないため、返還援助の対象ではないが、日本中央当局は、面会交流援助事案として援助し、両当事者間の話し合い等を支援。こうした支援を通じて、実際に子が元いた国に帰る結果となった例もある。

## 8. 今後の課題

### (1) 広報の強化

- ハーグ条約についての認識不足を理由とした安易な子の連れ去り等を予防することが重要であり、国内外で多様な対象に向けた広報を継続、強化していく。

＜実績＞在留邦人向けセミナー（米、英、仏、独、豪ほか様々な国で随時開催）。ハーグ条約締結5周年記念シンポジウム（2019年6月、於東京）

### (2) アジアにおけるハーグ条約体制の強化

- 更なる締約国拡大は国際的課題。特にアジア諸国においては、日本人との国際結婚数が多く、連れ去り等の数も少なくないと考えられるため、我が国のハーグ条約加入の経験も活かして新規加入を促していく。

＜実績＞アジア地域の政府関係者向けセミナー（2016年6月、2017年12月、於東京）。在京外交団向けセミナー（2019年3月、11月、於東京）

- アジアの締約国に対し、我が国の知見・経験を共有し、事案の解決能力強化を支援する。